

第 1 種社会福祉事業

根拠法	事業
生活保護法	<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設の経営・ 更生施設の経営・ その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設の経営・ 生計困難者に対して助葬を行う事業
児童福祉法	<ul style="list-style-type: none">・ 乳児院の経営・ 母子生活支援施設の経営・ 児童養護施設の経営・ 障害児入所施設の経営・ 情緒障害児短期治療施設の経営・ 児童自立支援施設の経営
老人福祉法	<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホームの経営・ 特別養護老人ホームの経営・ 軽費老人ホームの経営
障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設の経営
売春防止法	<ul style="list-style-type: none">・ 婦人保護施設の経営
社会福祉法	<ul style="list-style-type: none">・ 授産施設の経営・ 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業